

議案第78号

芽室消防団条例中一部改正の件

芽室消防団条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室消防団条例の一部を改正する条例

芽室消防団条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の3項を加える。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が火災その他の災害、訓練、会議等の服務に従事する場合は、別表第2に定める出動報酬を支給する。
- 4 条例別表第2に係る災害出動の職務又は訓練、警戒、査察等の職務と、会議等の職務とが同日中に発生し異なる職務の場合は、そのいずれに対しても出動報酬を支給するものとする。

第13条第1項を次のように改める。

団員が火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の規定により2級相当を支給する。

第13条第3項を削る。

別表第1中「報酬年額表」を「年額報酬表」に改め、同表副団長の項金額の欄中「65,000円」を「69,000円」に改め、同表団員の項金額の欄中「30,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2を次のように改める。

出動報酬表			
区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1日	8,000円	暦日
訓練、警戒、査察等の職務	1日	5,000円	暦日

会議等の職務	1日	3,300円	
--------	----	--------	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

消防団員の処遇改善を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行					
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>団員が火災その他の災害、訓練、会議等の服務に従事する場合は、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>4 <u>条例別表第2に係る災害出動の職務又は訓練、警戒、査察等の職務と、会議等の職務とが同日中に発生し異なる職務の場合は、そのいずれに対しても出動報酬を支給するものとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)の規定により2級相当を支給する。</u></p> <p>2 一略一</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;"><u>年額報酬表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">階級別</td> <td style="width: 80%;">金額</td> </tr> </table>		階級別	金額	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員に別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が招集に応じて、火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</u></p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>前項に規定する日当は、別表第2に定める額と重複して支給できないものとする。</u></p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;"><u>報酬年額表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">階級別</td> <td style="width: 80%;">金額</td> </tr> </table>		階級別	金額
階級別	金額						
階級別	金額						

改正案				現 行			
—略—				—略—			
副団長		69,000円		副団長		65,000円	
—略—				—略—			
団員		36,500円		団員		30,000円	
—略—				—略—			
別表第2				別表第2			
出動報酬表							
区分	支給単位	金額	適用	区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1日	8,000円	暦日	災害出動の職務	1回	6,000円	1回の単位は4時間とする。
訓練、警戒、査察等の職務	1日	5,000円	暦日	訓練、警戒、査察等の職務	1回	5,000円	1回の単位は4時間とする。
会議等の職務	1日	3,300円		会議等の職務	1日	3,300円	
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>							

議案第79号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項各号中「222.5」を「215」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

人事院勧告に伴う特別職の給与の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>215</u> (2) 12月 100分の<u>215</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>222.5</u> (2) 12月 100分の<u>222.5</u></p>

議案第80号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」という。）を受けた場合にあっては、19,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、31,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 206,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、48,000円）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p>
----------------------------	---

	<p>る。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、69,000円)</p>
--	---

別表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 数料	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき1,000円</p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合 (以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。) にあつては、15,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 117,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を</p>
----------------------------------	---

	<p>当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、20,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 174,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円）</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定</p>	

改正案		現 行	
	<p>又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「<u>長期使用構造等確認</u>」という。）を受けた場合にあっては、<u>19,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>130,000円</u>（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合にあっては、<u>31,000円</u>）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>206,000円</u>（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合にあっては、<u>48,000円</u>）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満</p>		<p>する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項及び次項において「<u>評価機関審査</u>」という。）を受けた場合にあっては、<u>18,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>130,000円</u>（<u>評価機関審査</u>を受けた場合にあっては、<u>30,000円</u>）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>205,000円</u>（<u>評価機関審査</u>を受けた場合にあっては、<u>47,000円</u>）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満</p>

改正案		現 行	
	<p>の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、69,000円)</p>		<p>の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 75,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、21,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 175,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、37,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 280,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、61,000円)</p>
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円

改正案		現 行	
	<p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>（1） 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等」という。）にあつては、<u>15,000円</u>）</p> <p>（2） 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円（<u>長期使</u></p>		<p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>（1） 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円（<u>評価機関審査</u>を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「<u>評価機関審査</u>を受けた場合等」という。）にあつては、<u>14,000円</u>）</p> <p>（2） 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円（<u>評価機</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>用構造等確認</u>を受けた場合等 にあつては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの の 117,000円 (<u>長期使用構造等確認</u> を受けた場合等にあつては、 38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築 に係るものである場合(1に掲げる 場合を除く。) 1戸につき、 次に掲げる当該申請に係る1棟の 住宅の戸数の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額を当該申請及び 当該申請と同時に行われた同一の 住宅に係る変更認定申請の総数で 除して得た額(この額に50円未満 の端数が生じたときはこれを切り 捨て、50円以上100円未満の端数 が生じたときはこれを100円に切 上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの の <u>49,000円</u> (<u>長期使用構造等確 認</u>を受けた場合等にあつては、</p>		<p><u>関審査</u>を受けた場合等にあつ ては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの の 117,000円 (<u>評価機関審査</u> を受けた場合等にあつては、 38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築 に係るものである場合(1に掲げる 場合を除く。) 1戸につき、 次に掲げる当該申請に係る1棟の 住宅の戸数の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額を当該申請及び 当該申請と同時に行われた同一の 住宅に係る変更認定申請の総数で 除して得た額(この額に50円未満 の端数が生じたときはこれを切り 捨て、50円以上100円未満の端数 が生じたときはこれを100円に切 上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの の <u>43,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受 けた場合等にあつては、 <u>16,000</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>20,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>109,000円</u> (<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等にあつては、<u>34,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>174,000円</u> (<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等にあつては、<u>55,000円</u>)</p>		<p>円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>98,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受けた場合等にあつては、<u>29,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>156,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受けた場合等にあつては、<u>46,000円</u>)</p>
—略—		—略—	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>			

議案第81号

芽室町道路占用料徴収条例中一部改正の件

芽室町道路占用料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町道路占用料徴収条例（昭和28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円
			その他のもの		7円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	540円
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	340円
		地下に設けるもの			200円
	その他のもの				950円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
—略—				—略—			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円

改正案					現 行					
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			200円			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			290円			外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		290円
		外径が1メートル以上のもの			570円			外径が1メートル以上のもの		570円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	950円	
			その他のもの			7円				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	540円	法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円	
その他のもの	上空	占用面積1	340円	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	100円			
一略一										

改正案				現行	
		の	に設けるもの	平方メートルにつき1年	
			地下に設けるもの		200円
		その他のもの			950円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	10円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	100円	
—略—					
附 則					

改正案	現 行
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

議案第82号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「150床」を「120床」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

許可病床数を120床に変更することから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(経営の基本) 第3条 一略一 2 一略一 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病棟 <u>120</u>床 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(経営の基本) 第3条 一略一 2 一略一 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病棟 <u>150</u>床</p>